

## 西条市農業委員及び西条市農地利用最適化推進委員募集要項

農業委員会等に関する法律により、令和8年7月23日をもって任期満了となる農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者を以下のとおり募集します。

なお、推薦を受け又は応募していただいても、必ずしもこれらの委員候補者に確定することは限りませんのでご了承ください。

### 1 推薦及び募集の対象及び定数

- (1) 農業委員 24人
- (2) 農地利用最適化推進委員 30人

※農地利用最適化推進委員については、以下のとおり区域ごとの募集となります。

地区名	区域（校区名）	募集人数
西条1	飯岡、大町、市之川	2人
西条2	玉津、西条、神拝	2人
西条3	神戸、加茂、橘、禎瑞	4人
西条4	氷見、大保木	2人
東予1	周布、吉井、多賀、壬生川	4人
東予2	国安、吉岡	2人
東予3	楠河、三芳、庄内	3人
丹原1	丹原、徳田	2人
丹原2	田野	2人
丹原3	中川、桜樹	3人
小松	小松、石根	4人
合計		30人

### 2 推薦及び募集の期間

いずれも令和8年1月13日（火）から令和8年2月9日（月）17時15分必着

### 3 推薦及び応募の資格

推薦を受け又は応募できるのは、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる方で、 次に掲げる資格要件を全て満たしている方です。

- ① 原則として市内に住所を有する方で、市内の農業に精通し、地域農業の振興及び発展に對し意欲がある方
- ② 市が設置する他の附属機関の委員や市職員でない方
- ③ 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方

※ただし、次のいずれかに該当する方は、推薦を受け又は応募することができません。

- A. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

#### 4 推薦又は応募の方法

別添の「推薦届」又は「応募届」に必要事項を記入し、記名押印又は署名押印の上、締切日までに西条市役所本館3階農業委員会事務局、西部支所2階農業委員会西部分室へ提出してください。

なお、郵送による提出も受け付けます。(締切日当日の消印有効)

また、提出された推薦書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※ メール及びFAXによる提出は受け付けません。

※ 法律等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所事項を除き、全て公表となりますのでご承知ください。

#### 5 候補者の選考

##### ◆ 農業委員候補者の選定

推薦若しくは応募による候補者の総数が24人を超えた場合又は市長が必要と認めた場合は、選考委員会を設けてそれぞれの候補者を選定します。なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

※ただし、法律の規定等により選考にあたっては次のような条件があります。

- ・認定農業者等が過半を占めること。
- ・農業委員会の所掌する事務について利害関係のない人を含めること。
- ・委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

##### ◆ 農地利用最適化推進委員候補者の選定

推薦若しくは応募による候補者の総数が30人を超えた場合又は農業委員会長が必要と認めた場合は、西条市農業委員会が候補者を選定します。なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

#### 6 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

#### 7 任期

##### ◆ 農業委員 任命の日(令和8年7月24日)から令和11年7月23日まで

◆ 農地利用最適化推進委員 委嘱日(令和8年7月下旬)から令和11年7月23日まで

**8 職務**

◆農業委員

農地の売買や賃借等による権利移動や転用、利用状況調査など、農地法等に基づく農業委員会の権限に属する事項のほか、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの農地等の利用の最適化に関する事項についての調査や審議等が主な職務となります。総会は、原則として毎月1回（毎月初旬）開催します。また、必要に応じて研修会等にも出席していただく場合があります。

◆農地利用最適化推進委員

担当区域における無断転用や、遊休農地の防止・解消などを図るための利用状況調査等のほか、集落での農業者や農業関係団体との話し合いや、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を図るための活動等が主な職務となります。農業委員会の総会（原則として毎月1回）に出席し、活動報告や意見を述べていただく場合があります。また、必要に応じて研修会等にも出席していただく場合があります。

**9 身分及び報酬額**

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、「西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定に基づき報酬を支給します。

農業委員 月額22,100円

推進委員 月額19,500円

**10 推薦及び応募の問い合わせ先**

〒793-8601

西条市明屋敷164番地

西条市農業委員会事務局（本館3階）

電話 0897-56-5151（内線5521、5522、5523）

FAX 0897-52-1230